

平成十二年政令第百三十八号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（第一種指定化学物質）

第一条 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種指定化学物質は、別表第一のとおりとする。

（第二種指定化学物質）

第二条 法第二条第三項の第二種指定化学物質は、別表第二のとおりとする。

（業種）

第三条 法第二条第五項の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 金属鉱業
- 二 原油及び天然ガス鉱業
- 三 製造業
- 四 電気業
- 五 ガス業
- 六 熱供給業
- 七 下水道業
- 八 鉄道業
- 九 倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。）
- 十 石油卸売業
- 十一 鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。）
- 十二 自動車卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。）
- 十三 燃料小売業
- 十四 洗濯業
- 十五 写真業
- 十六 自動車整備業
- 十七 機械修理業
- 十八 商品検査業
- 十九 計量証明業（一般計量証明業を除く。）
- 二十 一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）
- 二十一 産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）
- 二十二 医療業
- 二十三 高等教育機関（附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）
- 二十四 自然科学研究所

（第一種指定化学物質等取扱事業者の要件）

第四条 法第二条第五項各号列記以外の部分の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ その年度において事業活動に伴い取り扱う第一種指定化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品（法第二条第五項第一号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。）に含有されるものを含む。）であって、特定第一種指定化学物質（別表第一第三十三号、第五十六号、第七十五号、第八十八号、第九十四号、第二百四十三号、第三百五号、第三百九号、第三百三十二号、第三百五十一号、第三百八十五号、第三百九十四号、第三百九十七号、第四百号及び第四百十一号に掲げる第一種指定化学物質をいう。ロにおいて同じ。）以外のもののいずれかの質量（その第一種指定化学物質が次の（1）から（16）までに掲げるものであるときは、当該第一種指定化学物質が含有するそれぞれ（1）から（16）までに定める物質の質量。次条において「第一種指定化学物質質量」という。）が一トン以上である事業所を有していること。

- （1）別表第一第一号に掲げる第一種指定化学物質 亜鉛
- （2）別表第一第三十一号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン
- （3）別表第一第四十四号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム
- （4）別表第一第八十二号に掲げる第一種指定化学物質 銀
- （5）別表第一第八十七号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
- （6）別表第一第一百三十二号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト
- （7）別表第一第一百四十四号に掲げる第一種指定化学物質 シアン
- （8）別表第一第二百三十七号に掲げる第一種指定化学物質 水銀
- （9）別表第一第二百三十九号に掲げる第一種指定化学物質 スズ
- （10）別表第一第二百四十二号に掲げる第一種指定化学物質 セレン
- （11）別表第一第二百七十二号に掲げる第一種指定化学物質 銅
- （12）別表第一第三百二十一号に掲げる第一種指定化学物質 バナジウム
- （13）別表第一第三百七十四号に掲げる第一種指定化学物質 ふっ素
- （14）別表第一第四百五号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素
- （15）別表第一第四百十二号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン
- （16）別表第一第四百五十三号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン

ロ その年度において事業活動に伴い取り扱う特定第一種指定化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品に含有されるものを含む。）のいずれかの質量（その特定第一種指定化学物質が次の（1）から（6）までに掲げるものであるときは、当該特定第一種指定化学物質が含有するそれぞれ（1）から（6）までに定める物質の質量。次条において「特定第一種指定化学物質質量」という。）が〇・五トン以上である事業所を有していること。

- （1）別表第一第七十五号に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム

- (2) 別表第一第八十八号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
- (3) 別表第一第三百五号に掲げる第一種指定化学物質 鉛
- (4) 別表第一第三百九号に掲げる第一種指定化学物質 ニッケル
- (5) 別表第一第三百三十二号に掲げる第一種指定化学物質 砒素
- (6) 別表第一第三百九十四号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム

ハ 前条第一号又は第二号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設を設置していること。

ニ 前条第七号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、下水道終末処理施設を設置していること。

ホ 前条第二十号又は第二十一号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設を設置していること。

ヘ ダイオキシシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第二条第二項に規定する特定施設を設置していること。

二 常時使用する従業員の数が二十人以上であること。

（法第二条第五項第一号の政令で定める要件）

第五条 法第二条第五項第一号の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質量の割合が一パーセント以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質量の割合が〇・一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 二 第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。次条第四号において同じ。）

（法第二条第六項の政令で定める要件）

第六条 法第二条第六項の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第二種指定化学物質の質量の割合が一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 二 第二種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源

（審議会等で政令で定めるもの）

第七条 法第十八条の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
経済産業大臣	化学物質審議会
環境大臣	中央環境審議会

（手数料の額等）

第八条 法第十九条の手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき二十円
 - 二 フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。次条において同じ。）に複写したものの交付 一枚につき八十円に〇・五メガバイトまでごとに二百六十円を加えた額
 - 三 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次条において同じ。）に複写したものの交付 一枚につき二百円に〇・五メガバイトまでごとに二百六十円（法第十条第二項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）に係る年度のファイル記録事項の全てを複写したものの交付をする場合にあつては、二百メガバイトまでごとに九百円）を加えた額
 - 四 電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合に限る。） 一件につき百円に〇・五メガバイトまでごとに二百四十円（開示請求に係る年度のファイル記録事項の全てを複写させる場合にあつては、二百メガバイトまでごとに八百八十円）を加えた額
- 2 手数料は、法第十条第二項各号に掲げる事項を記載した書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、主務省令で定める場合には、現金をもって納めることができる。
- 3 ファイル記録事項の開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手又は主務大臣が定めるこれに類する証票で納付しなければならない。

（磁気ディスクによる届出又は請求の方法）

第九条 磁気ディスク（フレキシブルディスクカートリッジ及び光ディスクをいう。以下同じ。）により法第五条第二項の規定による届出又は法第六条第一項若しくは第八項の請求（以下この条において「届出等」という。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、当該届出等に係る事項を記録した磁気ディスクを、法第五条第二項の規定による届出にあつては都道府県知事に、法第六条第一項又は第八項の請求にあつては主務大臣にそれぞれ提出しなければならない。

（磁気ディスクによる開示の方法）

第十条 主務大臣は、磁気ディスクにより法第十一条の規定による開示を行うときは、開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十二年三月三十日）から施行する。

(経過措置)

第二条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間においては、第四条第一号イ中「一トン」とあるのは、「五トン」とする。

附 則 (平成一二年六月七政令第三一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年三月二日政令第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一二月二八日政令第四四一号)

この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定(第五条第一項の規定を除く。)の施行の日(平成十四年一月十二日)から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一八日政令第三八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一月三一日政令第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日(平成十五年二月三日)から施行する。

附 則 (平成一六年三月一十九日政令第四七号)

この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月二七日政令第三二八号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の処分(鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号。以下「旧経済産業省設置法」という。)第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「処分等」という。)は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長がした処分等とみなし、この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長に対してした申請、届出その他の行為(旧経済産業省設置法第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「申請等」という。)は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長に対してした申請等とみなす。

附 則 (平成二〇年一二月二日政令第三五六号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の規定は、平成二十二年度以降において把握すべき特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第五条第一項に規定する第一種指定化学物質の排出量及び移動量(以下「排出量等」という。)並びに平成二十三年以降において届け出るべき排出量等について適用し、平成二十一年度において把握すべき排出量等及び平成二十二年度において届け出るべき排出量等については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年六月二八日政令第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年一二月一三日政令第一八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

別表第一(第一条関係)

- 一 亜鉛の水溶性化合物
- 二 アクリルアミド
- 三 アクリル酸エチル
- 四 アクリル酸及びその水溶性塩
- 五 アクリル酸二-(ジメチルアミノ)エチル
- 六 アクリル酸二-ヒドロキシエチル
- 七 アクリル酸ノルマルブチル
- 八 アクリル酸メチル
- 九 アクリロニトリル
- 十 アクロレイン
- 十一 アジ化ナトリウム
- 十二 アセトアルデヒド
- 十三 アセトニトリル
- 十四 アセトンシアノヒドリン
- 十五 アセナフテン
- 十六 二・二'-アゾビスイソブチロニトリル
- 十七 オルト-アニシジン
- 十八 アニリン
- 十九 一-アミノ-九・一〇-アントラキノ
- 二十 ニ-アミノエタノール

- 二十一 五—アミノ—四—クロロ—二—フェニルピリダジン—三 (二H) —オン (別名クロリダゾン)
- 二十二 五—アミノ— [二・六—ジクロロ—四— (トリフルオロメチル) フェニル] —三—シアノ—四— [(トリフルオロメチル) スルフィニル] ピラゾール (別名フィプロニル)
- 二十三 パラ—アミノフェノール
- 二十四 メタ—アミノフェノール
- 二十五 四—アミノ—六—ターシャリーブチル—三—メチルチオ— \cdot 二・四—トリアジン—五 (四H) —オン (別名メトリブジン)
- 二十六 三—アミノ—プロペン
- 二十七 四—アミノ—三—メチル—六—フェニル— \cdot 二・四—トリアジン—五 (四H) —オン (別名メタミトロン)
- 二十八 アリルアルコール
- 二十九 一—アリルオキシ—二・三—エポキシプロパン
- 三十 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (アルキル基の炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。)
- 三十一 アンチモン及びその化合物
- 三十二 アントラセン
- 三十三 石綿
- 三十四 三—イソシアナトメチル—三・五・五—トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート
- 三十五 イソブチルアルデヒド
- 三十六 イソブレン
- 三十七 四・四' —イソプロピリデンジフェノール (別名ビスフェノールA)
- 三十八 二・二' — [イソプロピリデンビス [(二・六—ジプロモ—四・一—フェニレン) オキシ]] ジェタノール
- 三十九 N—イソプロピルアミノホスホン酸O—エチル—O— (三—メチル—四—メチルチオフェニル) (別名フェナミホス)
- 四十 イソプロピル=二— (四—メトキシビフェニル—三—イル) ヒドラジノホルマート (別名ビフェナゼート)
- 四十一 三' —イソプロポキシ—二—トリフルオロメチルベンズアニリド (別名フルトラニル)
- 四十二 二—イミダゾリジンチオン
- 四十三 一・一' — [イミノジ (オクタメチレン)] ジグアニジン (別名イミノクタジン)
- 四十四 インジウム及びその化合物
- 四十五 エタンチオール
- 四十六 エチル=二— [四— (六—クロロ—二—キノキサリニルオキシ) フェノキシ] プロピオナート (別名キザロホップエチル)
- 四十七 O—エチル=O— (六—ニトロ—メタ—トリル) =セカンダリーブチルホスホルアミドチオアート (別名ブタミホス)
- 四十八 O—エチル=O—四—ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート (別名E P N)
- 四十九 N— (一—エチルプロピル) —二・六—ジニトロ—三・四—キシリジン (別名ペンディメタリン)
- 五十 S—エチル=ヘキサヒドロ—H—アゼピン—カルボチオアート (別名モリネート)
- 五十一 二—エチルヘキサノ酸
- 五十二 エチル= (Z) —三— [N—ベンジル—N— [[メチル (一—メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)
- 五十三 エチルベンゼン
- 五十四 O—エチル=S—一—メチルプロピル= (二—オキソ—三—チアゾリジニル) ホスホノチオアート (別名ホスチアゼート)
- 五十五 エチレンイミン
- 五十六 エチレンオキシド
- 五十七 エチレングリコールモノエチルエーテル
- 五十八 エチレングリコールモノメチルエーテル
- 五十九 エチレンジアミン
- 六十 エチレンジアミン四酢酸
- 六十一 N・N' —エチレンビス (ジチオカルバミン酸) マンガン (別名マンネブ)
- 六十二 N・N' —エチレンビス (ジチオカルバミン酸) マンガンとN・N' —エチレンビス (ジチオカルバミン酸) 亜鉛の錯化合物 (別名マンコゼブ又はマンゼブ)
- 六十三 一・一' —エチレン—二・二' —ビリジニウム=ジプロミド (別名ジクアトジプロミド又はジクワット)
- 六十四 二— (四—エトキシフェニル) —二—メチルプロピル=三—フェノキシベンジルエーテル (別名エトフェンブロックス)
- 六十五 エピクロロヒドリン
- 六十六 一・二—エポキシブタン
- 六十七 二・三—エポキシ—一—プロパノール
- 六十八 一・二—エポキシプロパン (別名酸化プロピレン)
- 六十九 二・三—エポキシプロピル=フェニルエーテル
- 七十 エマメクチン安息香酸塩 (別名エマメクチンB—a安息香酸塩及びエマメクチンB—b安息香酸塩の混合物)
- 七十一 塩化第二鉄
- 七十二 塩化パラフィン (炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。)
- 七十三 一—オクタノール
- 七十四 パラ—オクチルフェノール
- 七十五 カドミウム及びその化合物
- 七十六 イブシロン—カプロラクタム
- 七十七 カルシウムシアナミド
- 七十八 二・四—キシレノール
- 七十九 二・六—キシレノール
- 八十 キシレン
- 八十一 キノリン
- 八十二 銀及びその水溶性化合物
- 八十三 クメン
- 八十四 グリオキサール

- 八十五 グルタルアルデヒド
 八十六 クレゾール
 八十七 クロム及び三価クロム化合物
 八十八 六価クロム化合物
 八十九 クロロアニリン
 九十 ニークロロ四ーエチルアミノ六ーイソプロピルアミノ一・三・五ートリアジン (別名アトラジン)
 九十一 ニー (四ークロロ六ーエチルアミノ一・三・五ートリアジン二ーイル) アミノ二ーメチルプロピオノニトリル (別名シアナジン)
 九十二 四ークロロ三ーエチル一ーメチルNー [四ー (パラトリルオキシ) ベンジル] ピラゾール五ーカルボキサミド (別名トルフェンピラド)
 九十三 ニークロロ二'ーエチルNー (二ーメトキシ一ーメチルエチル) 一六'ーメチルアセトアニリド (別名メトラクロール)
 九十四 クロロエチレン (別名塩化ビニル)
 九十五 三ークロロNー (三ークロロ五ートリフルオロメチル二ーピリジル) ーアルファ・アルファ・アルファトリフルオロ二・六ージニトロパラートルイジン (別名フルアジナム)
 九十六 ー [[二ー [二ークロロ四ー (四ークロロフェノキシ) フェニル] ー四ーメチル一・三ージオキソラン二ーイル] メチル] ーHー一・二・四ートリアゾール (別名ジフェノコナゾール)
 九十七 ークロロ二ー (クロロメチル) ベンゼン
 九十八 クロロ酢酸
 九十九 クロロ酢酸エチル
 百 ニークロロ二'・六'ージエチルNー (二ープロボキシエチル) アセトアニリド (別名プレチラクロール)
 百一 ニークロロ二'・六'ージエチルNー (メトキシメチル) アセトアニリド (別名アラクロール)
 百二 ークロロ二・四ージニトロベンゼン
 百三 ークロロ一・一ージフルオロエタン (別名HCFC一四二b)
 百四 クロロジフルオロメタン (別名HCFC二二)
 百五 ニークロロ一・一・一・二ーテトラフルオロエタン (別名HCFC一四二四)
 百六 クロロトリフルオロエタン (別名HCFC一三三)
 百七 クロロトリフルオロメタン (別名CFC一三)
 百八 (RS) ー二ー (四ークロロオルトトリルオキシ) プロピオン酸 (別名メコプロップ)
 百九 オルトクロロトルエン
 百十 パラクロロトルエン
 百十一 ニークロロ四ーニトロアニリン
 百十二 ニークロロニトロベンゼン
 百十三 ニークロロ四・六ービス (エチルアミノ) ー一・三・五ートリアジン (別名シマジン又はCAT)
 百十四 (RS) ー二ー [二ー (三ークロロフェニル) ー二・三ーエポキシプロピル] ー二ーエチルインダン一・三ージオン (別名インダノファン)
 百十五 四ー (二ークロロフェニル) ーNーシクロヘキシルNーエチル四・五ージヒドロ五ーオキソ一Hーテトラゾール一ーカルボキサミド (別名フェントラザミド)
 百十六 (四RS・五RS) ー五ー (四ークロロフェニル) ーNーシクロヘキシル四ーメチル二ーオキソ一・三ーチアゾリジン三ーカルボキサミド (別名ヘキシチアゾクス)
 百十七 (RS) ー一ーパラクロロフェニル四・四ージメチル三ー (一H一・二・四ートリアゾール一ーイルメチル) ペンタン三ーオール (別名テブコナゾール)
 百十八 ニー (四ークロロフェニル) ー二ー (一H一・二・四ートリアゾール一ーイルメチル) ヘキサンニトリル (別名マイクロブタニル)
 百十九 (RS) ー四ー (四ークロロフェニル) ー二ーフェニル二ー (一H一・二・四ートリアゾール一ーイルメチル) プチロニトリル (別名フェンブコナゾール)
 百二十 オルトクロロフェノール
 百二十一 パラクロロフェノール
 百二十二 ニークロロプロピオン酸
 百二十三 三ークロロプロペン (別名塩化アリル)
 百二十四 ー (二ークロロベンジル) ー三ー (一ーメチル一ーフェニルエチル) ウレア (別名クミルロン)
 百二十五 クロロベンゼン
 百二十六 クロロペンタフルオロエタン (別名CFC一五)
 百二十七 クロロホルム
 百二十八 クロロメタン (別名塩化メチル)
 百二十九 四ークロロ三ーメチルフェノール
 百三十 (四ークロロ二ーメチルフェノキシ) 酢酸 (別名MCP又はMCPA)
 百三十一 三ークロロ二ーメチル一ープロペン
 百三十二 コバルト及びその化合物
 百三十三 酢酸二ーエトキシエチル (別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)
 百三十四 酢酸ビニル
 百三十五 酢酸二ーメトキシエチル (別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)
 百三十六 サリチルアルデヒド
 百三十七 シアナミド
 百三十八 (RS) ー二ーシアノNー [(R) ー一ー (二・四ージクロロフェニル) エチル] ー三・三ージメチルプチラミド (別名ジクロシメット)
 百三十九 (S) ーアルファーシアノ三ーフェノキシベンジル= (一R・三S) ー二・二ージメチル三ー (一・二・二・二ーテトラブromoエチル) シクロプロパンカルボキシラート (別名トラロメトリン)

- 百四十 (RS) —アルファーシアノー—フェノキシベンジル=二・二・三・三—テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート (別
名フェンプロパトリン)
- 百四十一 トランス— (二—シアノー—ニ—メトキシイミノアセチル) —三—エチルウレア (別名シモキサニル)
- 百四十二 二・四—ジアミノアニソール
- 百四十三 四・四' —ジアミノジフェニルエーテル
- 百四十四 無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く。)
- 百四十五 二— (ジエチルアミノ) エタノール
- 百四十六 O—二—ジエチルアミノ—六—メチルピリミジン—四—イル=O・O—ジメチル=ホスホロチオアート (別名ピリミホスメチ
ル)
- 百四十七 N・N—ジエチルチオカルバミン酸S—四—クロロベンジル (別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)
- 百四十八 N・N—ジエチル—三— (二・四・六—トリメチルフェニルスルホニル) —H—・二・四—トリアゾール—カルボキ
サミド (別名カフェンストロール)
- 百四十九 四塩化炭素
- 百五十 一・四—ジオキサソ
- 百五十一 一・三—ジオキサソ
- 百五十二 一・三—ジカルバモイルチオ—二— (N・N—ジメチルアミノ) —プロパン (別名カルタップ)
- 百五十三 シクロヘキサ—エン—・二—ジカルボキシイミドメチル= (—RS) —シス—トランス—二・二—ジメチル—三— (二
—メチルプロパ—エン) シクロプロパンカルボキシラート (別名テトラメトリン)
- 百五十四 シクロヘキシルアミン
- 百五十五 N— (シクロヘキシルチオ) フタルイミド
- 百五十六 ジクロロアニリン
- 百五十七 一・二—ジクロロエタン
- 百五十八 一・—ジクロロエチレン (別名塩化ビニリデン)
- 百五十九 シス—・二—ジクロロエチレン
- 百六十 三・三' —ジクロロ—四・四' —ジアミノジフェニルメタン
- 百六十一 ジクロロジフルオロメタン (別名CFC—二)
- 百六十二 三・五—ジクロロ—N— (一・—ジメチル—二—プロピニル) ベンズアミド (別名プロピザミド)
- 百六十三 ジクロロテトラフルオロエタン (別名CFC——四)
- 百六十四 二・二—ジクロロ—・一・—トリフルオロエタン (別名HCFC—二二三)
- 百六十五 二・四—ジクロロトルエン
- 百六十六 一・二—ジクロロ—四—ニトロベンゼン
- 百六十七 一・四—ジクロロ—二—ニトロベンゼン
- 百六十八 三— (三・五—ジクロロフェニル) —N—イソプロピル—二・四—ジオキサソイミダゾリジン—カルボキサミド (別名イブ
ロジオン)
- 百六十九 三— (三・四—ジクロロフェニル) —・—ジメチル尿素 (別名ジウロン又はDCMU)
- 百七十 (RS) —二— (二・四—ジクロロフェニル) —三— (—H—・二・四—トリアゾール—イル) プロピル=一・一・二・
二—テトラフルオロエチル=エーテル (別名テトラコナゾール)
- 百七十一 (二RS・四RS) — [二— (二・四—ジクロロフェニル) —四—プロピル—・三—ジオキサソラン—二—イルメチル]
—H—・二・四—トリアゾール及び (二RS・四SR) — [二— (二・四—ジクロロフェニル) —四—プロピル—・三—ジ
オキサソラン—二—イルメチル] —H—・二・四—トリアゾールの混合物 (別名プロピコナゾール)
- 百七十二 三— [— (三・五—ジクロロフェニル) —メチルエチル] —三・四—ジヒドロ—六—メチル—五—フェニル—二H—
—・三—オキサジン—四—オン (別名オキサジクロメホン)
- 百七十三 (RS) —三— (三・五—ジクロロフェニル) —五—メチル—五—ピニル—・三—オキサゾリジン—二・四—ジオン (別名
ピンクロゾリン)
- 百七十四 三— (三・四—ジクロロフェニル) ——メトキシ—メチル尿素 (別名リニユロン)
- 百七十五 二・四—ジクロロフェノキシ酢酸 (別名二・四—D又は二・四—PA)
- 百七十六 一・—ジクロロ—フルオロエタン (別名HCFC—四—b)
- 百七十七 ジクロロフルオロメタン (別名HCFC—二—)
- 百七十八 一・二—ジクロロプロパン
- 百七十九 一・三—ジクロロプロペン (別名D—D)
- 百八十 三・三' —ジクロロベンジジン
- 百八十一 ジクロロベンゼン
- 百八十二 二— [四— (二・四—ジクロロベンゾイル) —・三—ジメチル—五—ピラゾリルオキシ] アセトフェノン (別名ピラゾキシ
フェン)
- 百八十三 四— (二・四—ジクロロベンゾイル) —・三—ジメチル—五—ピラゾリル=四—トルエンスルホナート (別名ピラゾレート)
- 百八十四 二・六—ジクロロベンゾニトリル (別名ジクロベニル又はDBN)
- 百八十五 ジクロロペンタフルオロプロパン (別名HCFC—二二五)
- 百八十六 ジクロロメタン (別名塩化メチレン)
- 百八十七 二・三—ジシアノー—・四—ジチアアントラキノン (別名ジチアノン)
- 百八十八 N・N—ジシクロヘキシルアミン
- 百八十九 N・N—ジシクロヘキシル—二—ベンゾチアゾールスルフェンアミド
- 百九十 ジシクロペンタジエン
- 百九十一 一・三—ジチオラン—二—イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)
- 百九十二 ジチオリン酸O—エチル—S・S—ジフェニル (別名エディフェンホス又はEDDP)
- 百九十三 ジチオリン酸O・O—ジエチル—S— (二—エチルチオエチル) (別名エチルチオメトン又はジスルホトン)
- 百九十四 ジチオリン酸O・O—ジエチル—S— [(六—クロロ—二・三—ジヒドロ—二—オキサベンゾオキサゾリニル) メチル] (別名
ホサロン)

- 百九十五 ジチオりん酸O—二・四—ジクロロフェニル—O—エチル—S—プロピル (別名プロチオホス)
- 百九十六 ジチオりん酸S—(二・三—ジヒドロ—五—メトキシ—二—オキソ—・三・四—チアアジアゾール—三—イル) メチル—O・O—ジメチル (別名メチダチオン又はDMTP)
- 百九十七 ジチオりん酸O・O—ジメチル—S—(二—ニビス (エトキシカルボニル) エチル (別名マラソン又はマラチオン))
- 百九十八 ジチオりん酸O・O—ジメチル—S—[(N—メチルカルバモイル) メチル] (別名ジメトエート)
- 百九十九 ジナトリウム=二・二'—ビニレンビス [五—(四—モルホリノ—六—アニリノ—・三・五—トリアジン—二—イルアミノ) ベンゼンスルホナート] (別名C Iフルオレスセント二百六十)
- 二百 ジニトロトルエン
- 二百一 二・四—ジニトロフェノール
- 二百二 ジビニルベンゼン
- 二百三 ジフェニルアミン
- 二百四 ジフェニルエーテル
- 二百五 一・三—ジフェニルグアニジン
- 二百六 N—ジブチルアミノチオ—N—メチルカルバミン酸二・三—ジヒドロ—二・二—ジメチル—七—ベンゾ [b] フラニル (別名カルボスルファン)
- 二百七 二・六—ジターシャリーブチル—四—クレゾール
- 二百八 二・四—ジターシャリーブチルフェノール
- 二百九 ジプロモクロロメタン
- 二百十 二・二—ジプロモ—二—シアノアセトアミド
- 二百十一 ジプロモテトラフルオロエタン (別名ハロン—二四〇二)
- 二百十二 (RS) —O・S—ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート (別名アセフェート)
- 二百十三 N・N—ジメチルアセトアミド
- 二百十四 二・四—ジメチルアニリン
- 二百十五 二・六—ジメチルアニリン
- 二百十六 N・N—ジメチルアニリン
- 二百十七 五—ジメチルアミノ—一・二・三—トリチアン (別名チオシクラム)
- 二百十八 ジメチルアミン
- 二百十九 ジメチルジスルフィド
- 二百二十 ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩
- 二百二十一 二・二—ジメチル—二・三—ジヒドロ—一—ベンゾフラン—七—イル=N—[N—(二—エトキシカルボニルエチル)—N—イソプロピルスルフェナモイル]—N—メチルカルバマート (別名ベンフラカルブ)
- 二百二十二 N・N—ジメチルチオカルバミン酸S—四—フェノキシブチル (別名フェノチオカルブ)
- 二百二十三 N・N—ジメチルドデシルアミン
- 二百二十四 N・N—ジメチルドデシルアミン=N—オキシド
- 二百二十五 ジメチル=二・二・二—トリクロロ—一—ヒドロキシエチルホスホナート (別名トリクロロホン又はDEP)
- 二百二十六 一—一—ジメチルヒドラジン
- 二百二十七 一・一'—ジメチル—四・四'—ビピリジニウム=ジクロリド (別名パラコート又はパラコートジクロリド)
- 二百二十八 三・三'—ジメチルビフェニル—四・四'—ジイル=ジイソシアネート
- 二百二十九 ジメチル=四・四'—(オルト—フェニレン) ビス (三—チオアロファナート) (別名チオファネートメチル)
- 二百三十 N—(一・三—ジメチルブチル)—N'—フェニル—パラ—フェニレンジアミン
- 二百三十一 三・三'—ジメチルベンジジン (別名オルト—トリジン)
- 二百三十二 N・N—ジメチルホルムアミド
- 二百三十三 二—[(ジメトキシホスフィノチオイル) チオ]—二—フェニル酢酸エチル (別名フェントエート又はPAP)
- 二百三十四 臭素
- 二百三十五 臭素酸の水溶性塩
- 二百三十六 三・五—ジヨード—四—オクタノイルオキシベンゾニトリル (別名アイオキシニル)
- 二百三十七 水銀及びその化合物
- 二百三十八 水素化テルフェニル
- 二百三十九 有機スズ化合物
- 二百四十 スチレン
- 二百四十一 ニ—スルホヘキサデカン酸—一—メチルエステルナトリウム塩
- 二百四十二 セレン及びその化合物
- 二百四十三 ダイオキシシン類
- 二百四十四 二—チオキソ—三・五—ジメチルテトラヒドロ—二H—一・三・五—チアアジアジン (別名ダゾメット)
- 二百四十五 チオ尿素
- 二百四十六 チオフェノール
- 二百四十七 チオりん酸O—一—(四—クロロフェニル)—四—ピラゾリル—O—エチル—S—プロピル (別名ピラクロホス)
- 二百四十八 チオりん酸O・O—ジエチル—O—(二—イソプロピル—六—メチル—四—ピリミジニル) (別名ダイアジノン)
- 二百四十九 チオりん酸O・O—ジエチル—O—(三・五・六—トリクロロ—二—ピリジル) (別名クロルピリホス)
- 二百五十 チオりん酸O・O—ジエチル—O—(五—フェニル—三—イソキサゾリル) (別名イソキサチオン)
- 二百五十一 チオりん酸O・O—ジメチル—O—(三—メチル—四—ニトロフェニル) (別名フェントロチオン又はMEP)
- 二百五十二 チオりん酸O・O—ジメチル—O—(三—メチル—四—メチルチオフェニル) (別名フェンチオン又はMPP)
- 二百五十三 チオりん酸O—四—プロモ—二—クロロフェニル—O—エチル—S—プロピル (別名プロフェノホス)
- 二百五十四 チオりん酸S—ベンジル—O・O—ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP)
- 二百五十五 デカプロモジフェニルエーテル
- 二百五十六 デカン酸
- 二百五十七 デシルアルコール (別名デカノール)

- 二百五十八 一・三・五・七-テトラアザトリシクロ [三・三・一・^{三・七}] デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)
- 二百五十九 テトラエチルチウラムジスルフィド (別名ジスルフィラム)
- 二百六十 テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)
- 二百六十一 四・五・六・七-テトラクロロイソペンゾフラン- (三H) -オン (別名フサライド)
- 二百六十二 テトラクロロエチレン
- 二百六十三 テトラクロロジフルオロエタン (別名CFC-一一二)
- 二百六十四 二・三・五・六-テトラクロロ-パラ-ベンゾキノン
- 二百六十五 テトラヒドロメチル無水フタル酸
- 二百六十六 二・三・五・六-テトラフルオロ-四-メチルベンジル= (Z) -三一 (二-クロロ-三・三・三-トリフルオロ-一-ブ
ロペニル) -二・二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン)
- 二百六十七 三・七・九・一三-テトラメチル-五・一-ジオキサ-二・八・一四-トリチア-四・七・九・一-二-テトラアザペンタ
デカ-三・一-二-ジエン-六・一〇-ジオン (別名チオジカルブ)
- 二百六十八 テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム)
- 二百六十九 三・七・一・一五-テトラメチルヘキサデカ-一-エン-三-オール (別名イソフィトール)
- 二百七十 テレフタル酸
- 二百七十一 テレフタル酸ジメチル
- 二百七十二 銅水溶性塩 (錯塩を除く。)
- 二百七十三 一-ドデカノール (別名ノルマル-ドデシルアルコール)
- 二百七十四 ターシャリ-ドデカンチオール
- 二百七十五 ドデシル硫酸ナトリウム
- 二百七十六 三・六・九-トリアザウンデカン-一・一-ジアミン (別名テトラエチレンペンタミン)
- 二百七十七 トリエチルアミン
- 二百七十八 トリエチレンテトラミン
- 二百七十九 一・一・一-トリクロロエタン
- 二百八十 一・一・二-トリクロロエタン
- 二百八十一 トリクロロエチレン
- 二百八十二 トリクロロ酢酸
- 二百八十三 二・四・六-トリクロロ-一・三・五-トリアジン
- 二百八十四 トリクロロトリフルオロエタン (別名CFC-一一三)
- 二百八十五 トリクロロニトロメタン (別名クロロピクリン)
- 二百八十六 (三・五・六-トリクロロ-二-ピリジル) オキシ酢酸 (別名トリクロピル)
- 二百八十七 二・四・六-トリクロロフェノール
- 二百八十八 トリクロロフルオロメタン (別名CFC-一一一)
- 二百八十九 一・二・三-トリクロロプロパン
- 二百九十 トリクロロベンゼン
- 二百九十一 一・三・五-トリス (二・三-エポキシプロピル) -一・三・五-トリアジン-二・四・六 (一H・三H・五H) -トリオ
ン
- 二百九十二 トリブチルアミン
- 二百九十三 アルファ・アルファ・アルファ-トリフルオロ-二・六-ジニトロ-N・N-ジプロピル-パラ-トルイジン (別名トリフ
ルラリン)
- 二百九十四 二・四・六-トリブromoフェノール
- 二百九十五 三・五・五-トリメチル-一-ヘキサノール
- 二百九十六 一・二・四-トリメチルベンゼン
- 二百九十七 一・三・五-トリメチルベンゼン
- 二百九十八 トリレンジイソシアネート
- 二百九十九 トルイジン
- 三百 トルエン
- 三百一 トルエンジアミン
- 三百二 ナフタレン
- 三百三 一・五-ナフタレンジイル=ジイソシアネート
- 三百四 鉛
- 三百五 鉛化合物
- 三百六 二アクリル酸ヘキサメチレン
- 三百七 二塩酸化ジルコニウム
- 三百八 ニッケル
- 三百九 ニッケル化合物
- 三百十 ニトリロ三酢酸
- 三百十一 オルト-ニトロアニソール
- 三百十二 オルト-ニトロアニリン
- 三百十三 ニトログリセリン
- 三百十四 パラ-ニトロクロロベンゼン
- 三百十五 オルト-ニトロトルエン
- 三百十六 ニトロベンゼン
- 三百十七 ニトロメタン
- 三百十八 二硫化炭素
- 三百十九 一-ノナノール (別名ノルマル-ノニルアルコール)
- 三百二十 ノニルフェノール

- 三百二十一 バナジウム化合物
- 三百二十二 五' — [N・N-ビス (二アセチルオキシエチル) アミノ] —二' — (二ブromo—四・六—ジニトロフェニルアゾ) —四' —メトキシアセトアニリド
- 三百二十三 二・四—ビス (エチルアミノ) —六—メチルチオ—一・三・五—トリアジン (別名シメトリン)
- 三百二十四 一・三—ビス [(二・三—エポキシプロピル) オキシ] ベンゼン
- 三百二十五 ビス (八—キノリノラト) 銅 (別名オキシ銅又は有機銅)
- 三百二十六 三・六—ビス (二クロロフェニル) —一・二・四・五—テトラジン (別名クロフェンチジン)
- 三百二十七 一・二—ビス (二クロロフェニル) ヒドラジン
- 三百二十八 ビス (N・N—ジメチルジチオカルバミン酸) 亜鉛 (別名ジラム)
- 三百二十九 ビス (N・N—ジメチルジチオカルバミン酸) N・N' —エチレンビス (チオカルバモイルチオ亜鉛) (別名ポリカーバメート)
- 三百三十 ビス (一—メチル—フェニルエチル) =ペルオキシド
- 三百三十一 S・S—ビス (一—メチルプロピル) =O—エチル=ホスホロジチオアート (別名カズサホス)
- 三百三十二 砒素及びその無機化合物
- 三百三十三 ヒドラジン
- 三百三十四 四—ヒドロキシ安息香酸メチル
- 三百三十五 N— (四—ヒドロキシフェニル) アセトアミド
- 三百三十六 ヒドロキノン
- 三百三十七 四—ビニル—シクロヘキセン
- 三百三十八 二—ビニルピリジン
- 三百三十九 N—ビニル—二—ピロリドン
- 三百四十 ビフェニル
- 三百四十一 ピペラジン
- 三百四十二 ピリジン
- 三百四十三 ピロカテコール (別名カテコール)
- 三百四十四 フェニルオキシラン
- 三百四十五 フェニルヒドラジン
- 三百四十六 二—フェニルフェノール
- 三百四十七 N—フェニルマレイミド
- 三百四十八 フェニレンジアミン
- 三百四十九 フェノール
- 三百五十 三—フェノキシベンジル=三— (二・二—ジクロロビニル) —二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名ペルメトリン)
- 三百五十一 一・三—ブタジエン
- 三百五十二 フタル酸ジアリル
- 三百五十三 フタル酸ジエチル
- 三百五十四 フタル酸ジ—ノルマル—ブチル
- 三百五十五 フタル酸ビス (二—エチルヘキシル)
- 三百五十六 フタル酸ノルマル—ブチル=ベンジル
- 三百五十七 二—ターシャリーブチルイミノ—三—イソプロピル—五—フェニルテトラヒドロ—四H—一・三・五—チアアジアジン—四—オン (別名ブプロフェジン)
- 三百五十八 N—ターシャリーブチル—N' — (四—エチルベンゾイル) —三・五—ジメチルベンゾヒドラジド (別名テブフェノジド)
- 三百五十九 ノルマル—ブチル—二・三—エポキシプロピルエーテル
- 三百六十 N— [一— (N—ノルマル—ブチルカルバモイル) —H—二—ベンゾイミダゾリル] カルバミン酸メチル (別名ベノミル)
- 三百六十一 ブチル= (R) —二— [四— (四—シアノ—二—フルオロフェノキシ) フェノキシ] プロピオナート (別名シハロホップブチル)
- 三百六十二 一—ターシャリーブチル—三— (二・六—ジイソプロピル—四—フェノキシフェニル) チオ尿素 (別名ジアフェンチウロン)
- 三百六十三 五—ターシャリーブチル—三— (二・四—ジクロロ—五—イソプロポキシフェニル) —一・三・四—オキサジアゾール—二 (3H) —オン (別名オキサジアゾン)
- 三百六十四 ターシャリーブチル=四— [[(一・三—ジメチル—五—フェノキシ—四—ピラゾリル) メチリデン] アミノオキシ] メチル] ベンゾアート (別名フェンピロキシメート)
- 三百六十五 ブチルヒドロキシアニソール (別名BHA)
- 三百六十六 ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド
- 三百六十七 オルト—セカンダリーブチルフェノール
- 三百六十八 四—ターシャリーブチルフェノール
- 三百六十九 二— (四—ターシャリーブチルフェノキシ) シクロヘキシル=二—プロピニル=スルフィット (別名プロバルギット又はBPPS)
- 三百七十 二—ターシャリーブチル—五— (四—ターシャリーブチルベンジルチオ) —四—クロロ—三 (2H) —ピリダジノン (別名ピリダベン)
- 三百七十一 N— (四—ターシャリーブチルベンジル) —四—クロロ—三—エチル—一—メチルピラゾール—五—カルボキサミド (別名テブフェンピラド)
- 三百七十二 N— (ターシャリーブチル) —二—ベンゾチアゾールスルフェンアミド
- 三百七十三 二—ターシャリーブチル—五—メチルフェノール
- 三百七十四 ふっ化水素及びその水溶性塩
- 三百七十五 二—ブテナール
- 三百七十六 N—ブトキシメチル—二—クロロ—二' ・六' —ジエチルアセトアニリド (別名ブタクロール)
- 三百七十七 フラン

- 三百七十八 N・N' -プロピレンビス (ジチオカルバミン酸) と亜鉛の重合体 (別名プロピネブ)
- 三百七十九 ニープロピン---オール
- 三百八十 プロモクロロジフルオロメタン (別名ハロン---二---)
- 三百八十一 プロモジクロロメタン
- 三百八十二 プロモトリフルオロメタン (別名ハロン---三〇---)
- 三百八十三 五---プロモ---三---セカンダリーブチル---六---メチル---・二・三・四---テトラヒドロピリミジン---二・四---ジオン (別名プロマシル)
- 三百八十四 ---プロモプロパン
- 三百八十五 ニープロモプロパン
- 三百八十六 プロモメタン (別名臭化メチル)
- 三百八十七 ヘキサキス (二---メチル---二---フェニルプロピル) ジスタノキサン (別名酸化フェンブタズ)
- 三百八十八 六・七・八・九・一〇・一一---ヘキサクロロ---・五・五a・六・九・九a---ヘキサヒドロ---六・九---メタノ---二・四・三---ベンゾジオキサチエピン=三---オキシド (別名エンドスルファン又はベンゾエピン)
- 三百八十九 ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド
- 三百九十 ヘキサメチレンジアミン
- 三百九十一 ヘキサメチレン=ジイソシアネート
- 三百九十二 ノルマル---ヘキサン
- 三百九十三 ベタナフトール
- 三百九十四 ベリリウム及びその化合物
- 三百九十五 ベルオキシ二硫酸の水溶性塩
- 三百九十六 ベルフルオロ (オクタン---スルホン酸) (別名PFOS)
- 三百九十七 ベンジリジン=トリクロリド
- 三百九十八 ベンジル=クロリド (別名塩化ベンジル)
- 三百九十九 ベンズアルデヒド
- 四百 ベンゼン
- 四百一 一・二・四---ベンゼントリカルボン酸---二---無水物
- 四百二 二--- (二---ベンゾチアゾリルオキシ) ---N---メチルアセトアニリド (別名メフェナセツト)
- 四百三 ベンゾフェノン
- 四百四 ペンタクロロフェノール
- 四百五 ほう素化合物
- 四百六 ポリ塩化ビフェニル (別名PCB)
- 四百七 ポリ (オキシエチレン) =アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が十二から十五までのもの及びその混合物に限る。)
- 四百八 ポリ (オキシエチレン) =オクチルフェニルエーテル
- 四百九 ポリ (オキシエチレン) =ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム
- 四百十 ポリ (オキシエチレン) =ノニルフェニルエーテル
- 四百十一 ホルムアルデヒド
- 四百十二 マンガン及びその化合物
- 四百十三 無水フタル酸
- 四百十四 無水マレイン酸
- 四百十五 メタクリル酸
- 四百十六 メタクリル酸二---エチルヘキシル
- 四百十七 メタクリル酸二・三---エポキシプロピル
- 四百十八 メタクリル酸二--- (ジメチルアミノ) エチル
- 四百十九 メタクリル酸ノルマル---ブチル
- 四百二十 メタクリル酸メチル
- 四百二十一 四---メチリデンオキセタン---二---オン
- 四百二十二 (Z) ---二'---メチルアセトフェノン=四・六---ジメチル---二---ピリミジニルヒドラゾン (別名フェリムゾン)
- 四百二十三 メチルアミン
- 四百二十四 メチル=イソチオシアネート
- 四百二十五 N---メチルカルバミン酸二---イソプロピルフェニル (別名イソプロカルブ又はMI PC)
- 四百二十六 N---メチルカルバミン酸二・三---ジヒドロ---二・二---ジメチル---七---ベンゾ [b] フラニル (別名カルボフラン)
- 四百二十七 N---メチルカルバミン酸---ナフチル (別名カルバリル又はNAC)
- 四百二十八 N---メチルカルバミン酸二---セカンダリーブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)
- 四百二十九 メチル=三---クロロ---五--- (四・六---ジメトキシ---二---ピリミジニルカルバモイルスルファモイル) ---メチルピラゾール---四---カルボキシラート (別名ハロスルフロメチル)
- 四百三十 メチル= (S) ---七---クロロ---二・三・四a・五---テトラヒドロ---二--- [メトキシカルボニル (四---トリフルオロメトキシフェニル) カルバモイル] インデノ [一・二---e] [一・三・四] オキサジアジン---四a---カルボキシラート (別名インドキサカルブ)
- 四百三十一 メチル= (E) ---二--- [二--- [六--- (二---シアノフェノキシ) ピリミジン---四---イルオキシ] フェニル] ---三---メトキシアクリラート (別名アゾキストロビン)
- 四百三十二 三---メチル---・五---ジ (二・四---キシリル) ---・三・五---トリアザペンタ---・四---ジエン (別名アミトラズ)
- 四百三十三 N---メチルジチオカルバミン酸 (別名カーバム)
- 四百三十四 メチル---N'・N'---ジメチル---N--- [(メチルカルバモイル) オキシ] ---チオオキササムイミデート (別名オキサミル)
- 四百三十五 メチル=二--- (四・六---ジメトキシ---二---ピリミジニルオキシ) ---六--- [--- (メトキシイミノ) エチル] ベンゾアート (別名ピリミノバックメチル)
- 四百三十六 アルファーメチルスチレン
- 四百三十七 三---メチルチオプロパナール
- 四百三十八 メチルナフタレン

- 四百三十九 三ーメチルピリジン
 四百四十 一ーメチル一ーフェニルエチル=ヒドロペルオキシド
 四百四十一 二ー (一ーメチルプロピル) 一四・六ージニトロフェノール
 四百四十二 二ーメチル一Nー [三ー (一ーメチルエトキシ) フェニル] ベンズアミド (別名メプロニル)
 四百四十三 Sーメチル一Nー (メチルカルバモイルオキシ) チオアセトイミダート (別名メソミル)
 四百四十四 メチル= (E) 一メトキシイミノ [二ー [[[(E) 一ー [三ー (トリフルオロメチル) フェニル] エチリデン] アミノ] オキシ] メチル] フェニル] アセタート (別名トリフロキシストロビン)
 四百四十五 メチル= (E) 一メトキシイミノ [二ー (オルトトリルオキシメチル) フェニル] アセタート (別名クレソキシムメチル)
 四百四十六 四・四' 一メチレンジアニリン
 四百四十七 メチレンビス (四・一ーシクロヘキシレン) =ジイソシアネート
 四百四十八 メチレンビス (四・一ーフェニレン) =ジイソシアネート
 四百四十九 三ーメトキシカルボニルアミノフェニル=三' 一メチルカルバニラート (別名フェンメディファム)
 四百五十 Nー (六ーメトキシ一ニピリジル) 一Nーメチルチオカルバミン酸Oー三ーターシャリーブチルフェニル (別名ピリブチカルブ)
 四百五十一 二ーメトキシ一五ーメチルアニリン
 四百五十二 二ーメルカプトベンゾチアゾール
 四百五十三 モリブデン及びその化合物
 四百五十四 二ー (モルホリノジチオ) ベンゾチアゾール
 四百五十五 モルホリン
 四百五十六 りん化アルミニウム
 四百五十七 りん酸ジメチル=二・二ージクロロビニル (別名ジクロロボス又はDDVP)
 四百五十八 りん酸トリス (二ーエチルヘキシル)
 四百五十九 りん酸トリス (二ークロロエチル)
 四百六十 りん酸トリトリル
 四百六十一 りん酸トリフェニル
 四百六十二 りん酸トリ一ノルマルーブチル

別表第二 (第二条関係)

- 一 アセトアミド
 二 パラーアニシジン
 三 五ーアミノ一ー (二・六ージクロロ一四ートリフルオロメチルフェニル) 一四ーエチルスルフィニル一Hーピラゾール一三ーカルボニトリル (別名エチプロール)
 四 三ーアミノ一ーHー一・二・四ートリアゾール (別名アミトロール)
 五 三' 一アミノ一四' 一メトキシアセトアニリド
 六 四ーアリル一・二ージメトキシベンゼン
 七 アルキル硫酸エステルナトリウム (アルキル基の炭素数が十六から十八までのもの及びその混合物に限る。)
 八 ウレタン
 九 Nーエチルアニリン
 十 二ーエチルアミノ一四ーイソプロピルアミノ一六ーメチルチオ一・三・五ートリアジン (別名アメトリン)
 十一 エチル=三ーフェニルカルバモイルオキシカルバニラート (別名デスメディファム)
 十二 Nー [三ー (一ーエチル一ーメチルプロピル) 一・二ーオキサゾール一五ーイル] 一ニ・六ージメトキシベンズアミド (別名イソキサベン)
 十三 五ーエトキシ一三ートリクロロメチル一・二・四ーチアジアゾール (別名エクロメゾール)
 十四 一・二ーエポキシ一三ー (トリルオキシ) プロパン
 十五 四・四' 一オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド
 十六 クロロアセトアルデヒド
 十七 (RS) 一ー [三ークロロ一四ー (一・一・二ートリフルオロ一ニトリフルオロメトキシエトキシ) フェニル] 一三ー (二・六ージフルオロベンゾイル) ウレア (別名ノバルロン)
 十八 (一' Sートランス) 一七ークロロ一二' ・四・六ートリメトキシ一六' 一メチルスピロ [ベンゾフラン一ニ (三H) ・一' 一シクロヘキサ一ニ' 一エン] 一三・四' 一ジオン (別名グリセオフルビン)
 十九 一クロロナフタレン
 二十 酢酸ベンジル
 二十一 サフロール
 二十二 (S) 一アルファーシアノ一三ーフェノキシベンジル= (S) 一ニー (四ークロロフェニル) 一三ーメチルブチラート (別名エスフェンバレレート)
 二十三 アルファーシアノ一四ーフルオロ一三ーフェノキシベンジル=三ー (二・二ージクロロビニル) 一ニ・二ージメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名シフトリン)
 二十四 トランス一・二ージクロロエチレン
 二十五 ジクロロ酢酸
 二十六 一 (三・五ージクロロ一四ージフルオロフェニル) 一三ー (二・六ージフルオロベンゾイル) 尿素 (別名テフルベンズロン)
 二十七 一・三ージクロロ一五・五ージメチルイミダゾリジン一ニ・四ージオン
 二十八 二ー [四ー (二・四ージクロロ一メタールオイル) 一・三ージメチル一五ーピラゾリルオキシ] 一四ーメチルアセトフェノン (別名ベンゾフェナップ)
 二十九 二・四ージクロロ一ニトロベンゼン
 三十 二・二ージクロロ一Nー [二ーヒドロキシ一 (ヒドロキシメチル) 一ニー (四ーニトロフェニル) エチル] アセトアミド (別名クロラムフェニコール)
 三十一 Nー (二・三ージクロロ一四ーヒドロキシフェニル) 一ーメチルシクロヘキサニルカルボキサミド (別名フェンヘキサミド)

- 三十二 二・四' -ジクロロ-アルファー (五-ピリミジニル) ベンズヒドリル=アルコール (別名フェナリモル)
- 三十三 二- (二・四-ジクロロフェニル) - - - (H- - - 二・四-トリアゾール- - - イル) -二-ヘキサノール (別名ヘキサコナゾール)
- 三十四 二・四-ジクロロフェノール
- 三十五 (RS) -二- (二・四-ジクロロフェノキシ) プロピオン酸 (別名ジクロルプロップ)
- 三十六 一・三-ジクロロ-二-プロパノール
- 三十七 (RS) - - - [二・五-ジクロロ-四- (一・一・二・三・三・三-ヘキサフルオロプロポキシ) フェニル] -三- (二・六-ジフルオロベンゾイル) ウレア (別名ルフェヌロン)
- 三十八 三・三' -ジクロロベンジジン二塩酸塩
- 三十九 ジナトリウム=四-アミノ-三- [四' - (二・四-ジアミノフェニルアゾ) - - - 一' -ビフェニル-四-イルアゾ] -五-ヒドロキシ-六-フェニルアゾ-二・七-ナフタレンジスルホナート (別名C Iダイレクトブラック三十八)
- 四十 ジナトリウム=八- [三・三' -ジメチル-四' - [四- [(パラ-トリル) スルホニルオキシ] フェニルアゾ] - - - 一' -ビフェニル-四-イルアゾ] -七-ヒドロキシ- - - 三-ナフタレンジスルホナート (別名C Iアシッドレッド百十四)
- 四十一 二・四-ジニトロアニリン
- 四十二 ジニトロナフタレン
- 四十三 メター-ジニトロベンゼン
- 四十四 二・三-ジヒドロ-六-プロピル-二-チオキソ-四 (一H) -ピリミジノン (別名プロピルチオウラシル)
- 四十五 一・二-ジプロモエタン (別名EDB又は二臭化エチレン)
- 四十六 一・四-ジプロモブタン
- 四十七 二・三-ジプロモ- - - プロパノール
- 四十八 一・三-ジプロモプロパン
- 四十九 ジベンジルエーテル
- 五十 二・三-ジメチルアニリン
- 五十一 [四- [[四- (ジメチルアミノ) フェニル] (フェニル) メチリデン] シクロヘキサ-二・五-ジエン- - - イリデン] (ジメチル) アンモニウム=クロリド (別名マラカイトグリーン塩酸塩)
- 五十二 ジメチルカルバモイル=クロリド
- 五十三 O・O-ジメチル-O- (三-メチル-四-メチルスルフィニルフェニル) -チオホスフェイト (別名メスルフェンホス)
- 五十四 臭素化ビフェニル (臭素数が二から五までのもの及びその混合物に限る。)
- 五十五 二- (一・三-チアゾール-四-イル) - - H-ベンゾイミダゾール
- 五十六 チオアセトアミド
- 五十七 二- (チオシアナートメチルチオ) - - 一・三-ベンゾチアゾール (別名TCMTB)
- 五十八 チオリン酸O・O-ジエチル-O- (六-オキソ- - - フェニル- - - 一・六-ジヒドロ-三-ピリダジン) (別名ピリダフェンチオン)
- 五十九 チオリン酸O-三・五・六-トリクロロ-二-ピリジル-O・O-ジメチル (別名クロルピリホスメチル)
- 六十 一・一・二・二-テトラクロロエタン
- 六十一 テトラナトリウム=三・三' - [(三・三' -ジメトキシ-四・四' -ビフェニレン) ビス (アゾ)] ビス (五-アミノ-四-ヒドロキシ-二・七-ナフタレンジスルホナート) (別名C Iダイレクトブルー十五)
- 六十二 テトラプロモメタン
- 六十三 オルト-テルフェニル
- 六十四 一・一・一-トリクロロ-二・二-ビス (四-メトキシフェニル) エタン (別名メトキシクロル)
- 六十五 トリス (N・N-ジメチルジチオカルバメート) 鉄 (別名ファーバム)
- 六十六 トリプロモメタン (別名プロモホルム)
- 六十七 ナトリウム=三- [[N- [四- [[四- (ジメチルアミノ) フェニル] [四- [N-エチル-N- [(三-スルホナトフェニル) メチル] アミノ] フェニル] メチレン] -二・五-シクロヘキサジエン- - - イリデン] -N-エチルアンモニオ] メチル] ベンゼンスルホナート (別名C Iアシッドバイオレット四十九)
- 六十八 ナトリウム=一・一' -ビフェニル-二-オラート
- 六十九 メター-ニトロアニリン
- 七十 N-ニトロソジフェニルアミン
- 七十一 メター-ニトロトルエン
- 七十二 パラ-ニトロフェノール
- 七十三 パリゴルスカイト (別名アタパルジャイト)
- 七十四 三・三-ビス (四-ヒドロキシフェニル) - - 一・三-ジヒドロイソベンゾフラン- - - オン (別名フェノールフタレイン)
- 七十五 四・四' -ビピリジル
- 七十六 一- (四-ビフェニルオキシ) -三・三-ジメチル- - - (H- - - 二・四-トリアゾール- - - イル) -二-ブタノール (別名ビテルタノール)
- 七十七 パラ-フェネチジン
- 七十八 フタル酸ジシクロヘキシル
- 七十九 一・三-プロパンスルトン
- 八十 N-プロピル-N- [二- (二・四・六-トリクロロフェノキシ) エチル] イミダゾール- - - カルボキサミド (別名プロクロラズ)
- 八十一 三-プロモ- - - プロペン (別名臭化アリル)
- 八十二 ヘキサクロロエタン
- 八十三 ヘキサクロロシクロペンタジェン
- 八十四 一・四・五・六・七・七-ヘキサクロロピシクロ [二・二・一] -五-ヘプテン-二・三-ジカルボン酸 (別名クロレンド酸)
- 八十五 ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=プロミド
- 八十六 五-ベンジル-三-フリルメチル= (一RS) -シス-トランス-二・二-ジメチル-三- (二-メチルプロパ- - - エニル) シクロプロパンカルボキシラート (別名レスメトリン)

-
- 八十七 パラベンゾキノン
八十八 ペンタクロロニトロベンゼン (別名キントゼン又はPCNB)
八十九 ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム
九十 N-メチルアニリン
九十一 六-メチル-1,3-ジチオロ [四・五-b] キノキサリン-2-オン
九十二 2-メチル-5-ニトロアニリン
九十三 メチルヒドラジン
九十四 2-メチル-1,1'-ビフェニル-3-イルメチル = (Z) -3- (2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル) -2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名ビフェントリン)
九十五 メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート (別名カルベンダジム)
九十六 4,4'-メチレンビス (N・N-ジメチルアニリン)
九十七 4,4'-メチレンビス (2-メチルシクロヘキサンアミン)
九十八 硫酸ヒドラジン
九十九 りん酸 (2-エチルヘキシル) ジフェニル
百 りん酸ジ-ノルマル-ブチル=フェニル
-